



# 佐賀県公報

平成18年  
10月4日  
(水曜日)  
第12814号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

○道路の区域の変更 (六〇七・道路課) 一

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 一

○家畜改良増殖法に基づく平成十八年度臨時種畜検査の実施 (畜産課) 二

○光触媒噴霧反応器の購入に係る一般競争入札 (畜産課) 二

○建築業の許可の取消処分 (建設・技術課) 四

○開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 六

○土地改良区役員の退任届 (農地整備課) 六

○県営鳥栖地区土地改良事業計画変更決定 (農地整備課) 六

○平成十七年度財団法人都道府県有物件災害共済事業経営状況(用度管財課) 六

○佐賀県東部工業用水道財務規程の一部改正 (規程・六) 七

○佐賀県東部工業用水道財務規程の一部改正 (規程・六) 七

○平成十七年十一月十一日付け佐賀県公報第二二六八〇号中訂正 (道路課) 三

○佐賀県告示第六百七号 (道路法) 一

## 告示

### ●佐賀県告示第六百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十月四日から平成十八年十一月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供す

る。

平成十八年十月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区間	区域		
		変更前の幅員	変更後の幅員	延長
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字早里二六八七番一地从先から	一九・八	二一・四	四八五・八
	伊万里市瀬戸町字上浜二九〇五番一地从先まで	一七・二	九・〇	四九五・四

## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年11月22日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。  
平成18年10月4日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成18年9月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人生活の安全・安心サポーター
- (2) 代表者の氏名 瀬戸口泰之

- (3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県佐賀市鍋島町大字新久1373番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・経済的弱者及びこの法人を必要とする全ての人に対して、生活の安全・安心に関する事業を行い、公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年11月27日までにさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

- 平成18年10月4日  
佐賀県知事 古 川 康
- 1 申請のあった年月日  
平成18年9月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人みやき地域スタージョンはれ
- (2) 代表者の氏名 古賀 幸晴
- (3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁2473番地3
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、介護が必要な高齢者その他支援を必要とする地域住民に対して、福祉に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づ

＜平成18年度臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成18年10月4日

佐賀県知事 古 川 康

1 検査の対象家畜、期日、時間及び場所は、次のとおりとする。

対象家畜	期 日	時 間	場 所
牛	平成18年 10月31日	10時から 12時まで	武雄市山内町宮野 佐賀県畜産試験場

2 検査対象家畜は、新たに種畜の指定を受けようとする家畜で、血統及び産地が明確なもの。

3 検査対象家畜の飼養者は、種畜検査申請書2通を検査期日の10日前までに管轄する家畜保健衛生所に提出すること。

なお、種畜検査申請書の用紙は、家畜保健衛生所において交付する。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月4日

収支等命令者

佐賀県築業技術センター所長 池 田 一 志

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 光触媒噴霧反応器 一式
- (2) 購入物品の特質等 別紙「仕様書」による。
- (3) 納入期限 契約締結後3か月以内
- (4) 納入場所 佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3037-7  
佐賀県築業技術センター
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び

<p>地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 当該物品を期限内に納入できる者であること。</p> <p>(3) 当該物品の購入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p> <p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、当該物品の性能、機能等に関する応札仕様書を別途センターが定める期限までに4の(1)の場所に提出しなければならない。提出された応札仕様書を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。</p> <p>なお、提出した仕様書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>郵便番号844-0022 佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3037-7</p> <p>佐賀県産業技術センター</p> <p>電話 0955-43-2185</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成18年10月4日(水)から平成18年10月18日(水)までの期間、上記(1)の場所で随時交付する。</p> <p>(3) 入札書の提出方法 上記(1)の場所に持参し、又は郵送すること。</p> <p>なお、郵送の場合は書留郵便とする。</p> <p>(4) 入札書の提出期限 平成18年10月25日 午前10時</p>	<p>(5) 開札の日時及び場所 平成18年10月25日 午前10時 佐賀県産業技術センター2階 中会議室</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札保証金</p> <p>入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額100分の5以上)を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者</p> <p>(2) 契約保証金</p> <p>契約締結の際に、契約に係る金額の100分の10以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額100分の10以上)を</p>
---	---

締結し、その保険証券を提出する者

- イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者
  - (3) 入札無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。
    - ア 参加する資格のない者
    - イ 本入札について不正行為を行った者
    - ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
    - エ 1人で2以上の入札をした者
    - オ 代理人でその資格のないもの
    - カ 入札保証金を納付しない者及び当該保証金の納付額が不足する者
    - キ 前各号に掲げるもののほか、本入札の条件に違反したもの
    - (4) 契約書作成の要否 要
    - (5) 落札者の決定方法
      - ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
      - イ 落札となるべき同梱の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
      - (6) 詳細は入札説明書による。
- 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。
- 平成18年10月4日

佐賀県知事 古川 康

処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出があった年月日
平成18年6月28日	株式会社タイザン 武雄市北方町大字大崎1351番地1	本山みゆき 佐賀県知事許可(般-13)第9720号	建築工事業、大工工事業、電気工事業及び内装工事業に関する一般建設業の許可	平成18年6月9日
平成18年6月28日	有限会社池田産業 東松浦郡玄海町大字今村7542番地1	池田 浩一 佐賀県知事許可(般-15)第3911号	造園工事業に関する一般建設業の許可	平成18年6月2日
平成18年6月28日	稲富板金工業 武雄市武雄町大字武雄7234番地1	稲富 劭 佐賀県知事許可(般-13)第6051号	板金工事業に関する一般建設業の許可	平成18年6月13日
平成18年6月28日	小池建設土木株式会社 杵島郡白石町大字深浦2701番地	小池浩一郎 佐賀県知事許可(般・特-13)第4769号	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可 管工事業に関する一般建設業の許可	平成18年6月26日
平成18年7月3日	株式会社エースホーム 神埼市神埼町田道ヶ里2437番地8	島 正憲 佐賀県知事許可(般-13)第8835号	建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可	平成18年5月23日
平成18年7月3日	有限会社水町工業 神埼市神埼町本郷3260番地10	原田博敏 佐賀県知事許可(般-16)第7769号	防水工事業に関する一般建設業の許可	平成18年6月21日

平成18年 7月4日	永沼建築 三養基郡みやき町大 字東尾303番地1	永沼俊彦 (般-17) 第4406号	建築工事業に関する 一般建設業の許 可	平成18年6月 9日	平成18年 8月2日	唐松設備企業組合 唐津市北波多田中 1780番地1	河上 強 佐賀県知事許可 (般・特-17) 第2892号	土木工事業、管工 事業及び水道施設 工事業に関する特 定建設業の許可 建築工事業及びほ 装工事業に関する 一般建設業の許可	平成18年7月 19日
平成18年 7月12日	株式会社平井組 神埼郡吉野ヶ里町吉 田797番地	平井範善 佐賀県知事許可 (般-14) 第302号	土木工事業、とび・ 土工工事業、ほ装 工事業、しゅんせ つ工事業及び水道 施設工事業に関す る一般建設業の許 可	平成18年6月 30日	平成18年 8月3日	五光工業株式会社 佐賀郡久保田町大字 久保田1611番地3	本永幸秀 佐賀県知事許可 (般-18) 第9639号	建築工事業、屋根 工事業、タイル・ れんが・ブロック 工事業及び内装工 事業に関する一般 建設業の許可	平成18年7月 7日
平成18年 7月12日	株式会社イチキ 鳥畑市真木町1518番 地2	一本雅治 佐賀県知事許可 (般-16) 第10231号	造園工事業に関す る一般建設業の許 可	平成18年7月 3日	平成18年 8月7日	岩崎工業 神埼市神埼町の409 番地9	岩崎伸也 佐賀県知事許可 (般-16) 第10259号	鉄筋工事業に関す る一般建設業の許 可	平成18年7月 19日
平成18年 7月14日	株式会社稲富組 杵島郡江北町大字八 町1693番地	稲富義明 佐賀県知事許可 (特-18) 第6144号	管工事業に関する 特定建設業の許可	平成18年6月 27日	平成18年 8月7日	株式会社葵建設 唐津市浦5426番地3	中村直規 佐賀県知事許可 (般-13) 第6101号	建築工事業に関す る一般建設業の許 可	平成18年7月 31日
平成18年 7月20日	有限会社フロンテ ア 佐賀市大和町大字久 池井2276番地1	藤本尚登 佐賀県知事許可 (般-16) 第10104号	土木工事業に関す る一般建設業の許 可	平成18年6月 29日	平成18年 8月7日	株式会社船越建設 唐津市神田2029番地	船越隆晴 佐賀県知事許可 (特-16) 第2167号	建築工事業に関す る特定建設業の許 可	平成18年7月 14日
平成18年 7月25日	下村建設 佐賀市高木瀬町大字 長瀬587番地4	下村芳明 佐賀県知事許可 (般-17) 第3405号	建築工事業に関す る一般建設業の許 可	平成18年7月 6日	平成18年 8月8日	池田建窓 佐賀郡川副町大字六 井道594番地4	池田伸行 佐賀県知事許可 (般-16) 第10162号	建築工事業及びガ ラス工事業に関す る一般建設業の許 可	平成18年7月 27日
平成18年 8月2日	唐津地方土建企業組 合 唐津市菜畑3311番地 3	中村 哲 佐賀県知事許可 (般-17) 第9476号	建築工事業に関す る一般建設業の許 可	平成18年7月 24日	平成18年 8月16日	岩永建築 西松浦郡有田町南原 甲274番地	岩永熊男 佐賀県知事許可 (般-13) 第6111号	建築工事業に関す る一般建設業の許 可	平成18年8月 4日
平成18年 8月2日	株式会社川口スチー ル工業 鳥畑市原町760番地 6	川口信弘 佐賀県知事許可 (般-13) 第7874号	建築工事業及び鋼 構造物工事業に関 する一般建設業の 許可	平成18年7月 20日					

平成18年 8月16日	森山建設株式会社 唐津市殿木町本山22 番地7	森山正則 佐賀県知事許可 (般-18) 第25号	土木工事業、建築 工事業、とび・土 工工事業、管工事 業、ほ装工事業及 び水道施設工事業 に関する一般建設 業の許可	平成18年8月 1日
平成18年 8月24日	泉組 佐賀郡川副町大字鹿 江1695番地1	泉 幸子 佐賀県知事許可 (般-14) 第5675号	土木工事業に關す る一般建設業の許 可	平成18年7月 31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年10月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
三養基郡みやき町大字天建寺字三本黒木3093番1から3093番5まで、3006番113、3062番3及び3062番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - (1) 久留米市北野町大字中1423番地  
株式会社カシワ
  - (2) 久留米市安武町武島1642番地1  
株式会社チクホー工機
  - (3) 久留米市山川追分1丁目14番97号  
有限会社エヌ・イー・ピー

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北茂安土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成18年10月4日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	中山 巖	三養基郡みやき町大字白壁797番地	平成18年9月5日

県営土地改良事業（かんがい排水）鳥栖地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年11月17日までに佐賀県鳥栖農林事務所（郵便番号841-0051 鳥栖市元町1234番地1）に提出してください。

平成18年10月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（かんがい排水）鳥栖地区の変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成18年10月5日から平成18年11月2日まで
- 3 縦覧の場所  
鳥栖市役所

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財団法人都道府県会館から、平成17年度の災害共済事業経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成18年10月4日

建物・自動車共済事業	佐賀県知事	古	川	康
分担金その他収入				1,300,290,209円
災害共済金経費その他支出				758,710,354円
正味財産				21,662,502,190円

○ 東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道規程第六号

佐賀県東部工業用水道財務規程（昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第一号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十月四日

佐賀県知事 古川 康

別表第一を次のように改める。

## 別表第1(第3条関係)

## 支出負担行為執行区分表

支出負担行為の区分	局 長	所 長
給 料		全 額
手 当		全 額
賃 金		全 額
報 酬		全 額
法 定 福 利 費		全 額
一 般 厚 生 費		全 額
旅 費		全 額
退 職 給 与 金		全 額
報 償 費		全 額
被 服 費		全 額
備 消 耗 品 費		全 額
燃 料 費		全 額
光 熱 水 費		全 額
通 信 運 搬 費		全 額
印 刷 製 本 費		全 額
広 告 料		全 額
委 託 料		全 額
手 数 料		全 額
賃 借 料		全 額
修 繕 費		全 額
路 面 復 旧 費		全 額
動 力 費		全 額
薬 品 費		全 額
材 料 費		全 額
補 償 金		全 額
研 修 費		全 額
食 糧 費		全 額
厚 生 費		全 額
会 費 負 担 金		全 額
保 險 料		全 額
雑 費		全 額
固 定 資 産 除 却 費		全 額
棚 卸 資 産 減 耗 費		全 額
そ の 他 営 業 費 用		全 額
企 業 債 利 息		全 額
借 入 金 利 息		全 額



企業債手数料及び取扱費		全額
受託工事費	5億円以上	5億円未満
消費税及び地方消費税		全額
繰延勘定に属するもの		全額
雑支出		全額
建設改良費	5億円以上	5億円未満
土地購入費		全額
立木購入費		全額
機械及び装置購入費		全額
車両運搬具購入費		全額
工具、器具及び備品購入費		全額
無形固定資産取得費		全額
投資	3,000万円以上	3,000万円未満
企業債元本		全額

(注) 1 この表に掲げる金額は、支出負担行為をしようとする個々の金額とする。

2 物品の処分については、当該物品の取得金額とする。

別表第四を次のように改める。

## 別表第4(第109条関係)

## 事前承認事務決裁区分表

事前承認を受けるべき契約		局 長	所 長
1	報償品購入契約		全 額
2	被服品購入契約		全 額
3	備消耗品費の支出に係る契約		全 額
4	燃料費の支出に係る契約		全 額
5	印刷製本費の支出に係る契約		全 額
6	広告料の支出に係る契約		全 額
7	委託契約 (法令の規定に 基づくものを 除く。)	単価契約	全 額
	上記以外の契約	4,000万円以上	4,000万円未満
8	賃借料の支出に係る契約		全 額
9	修繕費の支出に係る契約		全 額
10	路面復旧費の支出に係る契約		全 額
11	薬品購入契約		全 額
12	材料購入契約		全 額
13	補償契約	1億円以上	1億円未満
14	工事請負契約	5億円未満	2億円未満
15	土地購入契約	2万平方メートル 以上の購入契約	7,000万円未満 5,000万円未満
		上記以外の契約	5,000万円以上 5,000万円未満
16	立木購入契約	5,000万円以上	5,000万円未満
17	機械及び装置購入契約	7,000万円未満	3,000万円未満
18	車両運搬具購 入契約	単価契約	全 額
		上記以外の契約	7,000万円未満 3,000万円未満
19	工具、器具及 び備品購入契約	単価契約	全 額
		上記以外の契約	7,000万円未満 3,000万円未満
20	無形固定資産取得に係る契約	7,000万円未満	5,000万円未満

(注) この表に掲げる金額は、契約1件当たりのものをいう。

附則  
この規程は、公布の日から施行する。

○ 正 誤

平成十七年十一月十一日付け佐賀県公報第一二六八〇号中訂正

2		頁
上段 右から一・一・行目	上段 右から九行目	上段 右から八行目
二、四二七・一	六五・四 一・一・〇	佐賀市諸富町大字為重字上下 一五六九番三地先から 佐賀市諸富町大字為重字石塚 分一本杉一角三三八番一地先 まで
二、四二七・一 二、三五一・七	六五・四 一・一・〇 三一・〇 五・八	佐賀市諸富町大字為重字上下 一五六九番三地先から 佐賀市諸富町大字為重字石塚 分一本杉一角三三八番一地先 まで

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十月四日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社 古川総合印刷